令和6年度 東京都水防計画の主な改定点

令和６年４月１１日

東京都建設局河川部

東京都
TOKYO
METROPOLITAN
GOVERNMENT

東京都水防計画

- 水防法第７条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防ぎょし、　被害を軽減することを目的

- 水防業務及びその円滑な実施のための 必要な事項を規定

主な構成内容

● 総則、用語の解説	（第１章）
● 水防組織とその責任	（第２章）
● 水防時の態勢、防災情報	（第３～４章）
● 水門等の操作情報	（第５章）
● 水防活動	（第６章）
● 水防工法、水防資器材等の整備等	（第７～９章）
● 防災情報の提供	（第10章）

東京都地域防災計画との関係

- 東京都地域防災計画の風水害編の内、水防活動に関する具体的事項について、本水防計画によるものとされている。

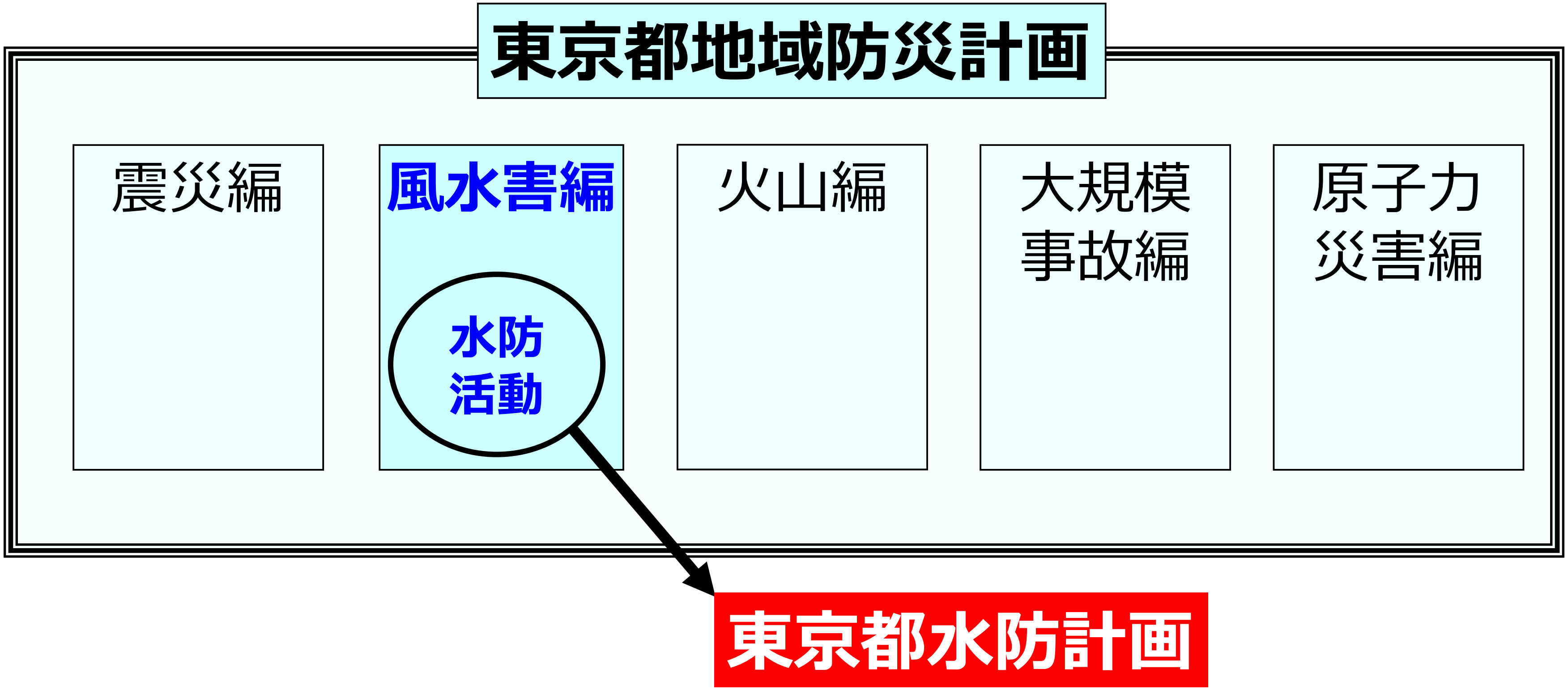

東京都の水防組織

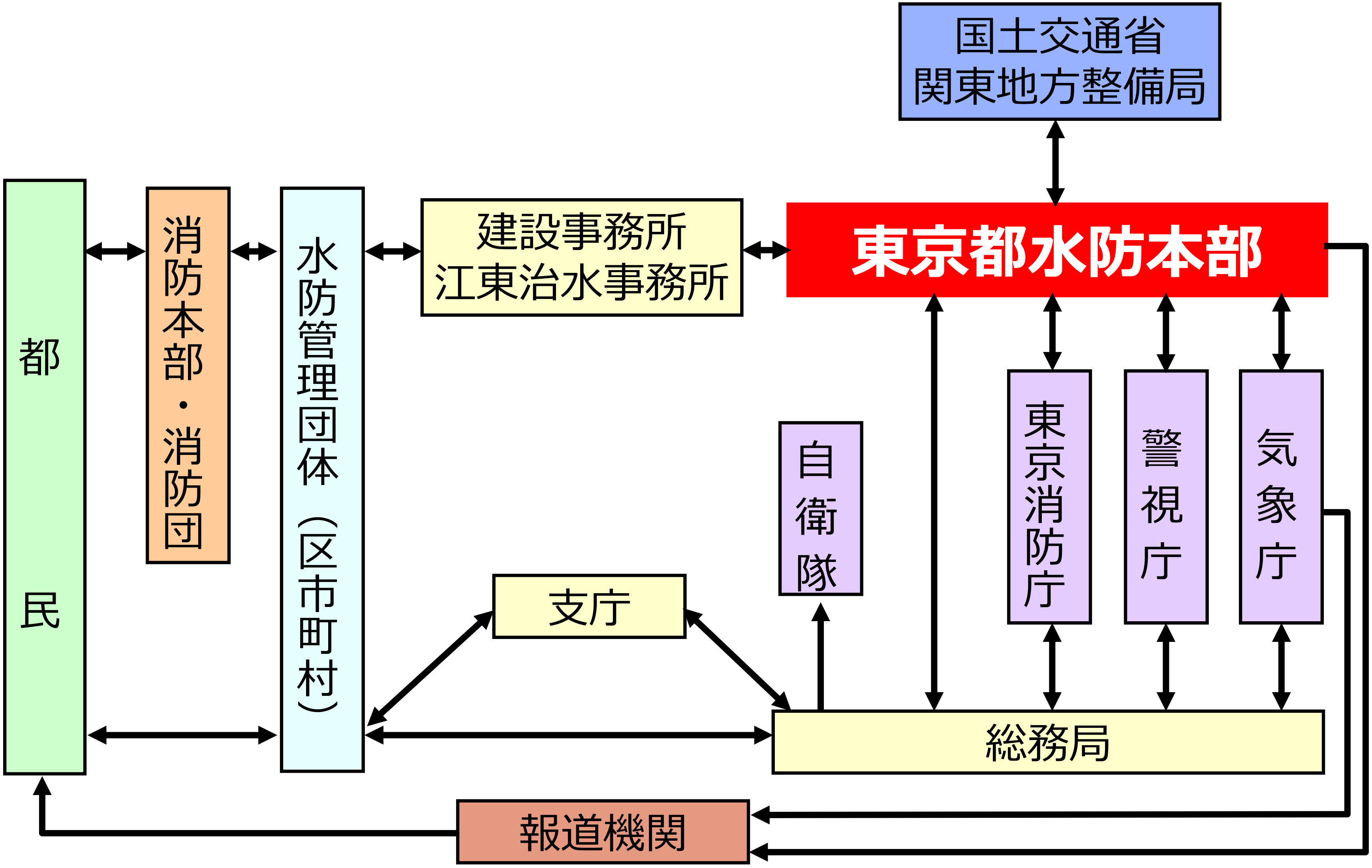

国土交通省
関東地方整備局
都民
消防本部・消防団
水防管理団体（区市町村）
建設事務所
江東治水事務所
東京都水防本部
自衛隊
東京消防庁
警視庁
気象庁
支庁
総務局
報道機関

水防活動の流れ

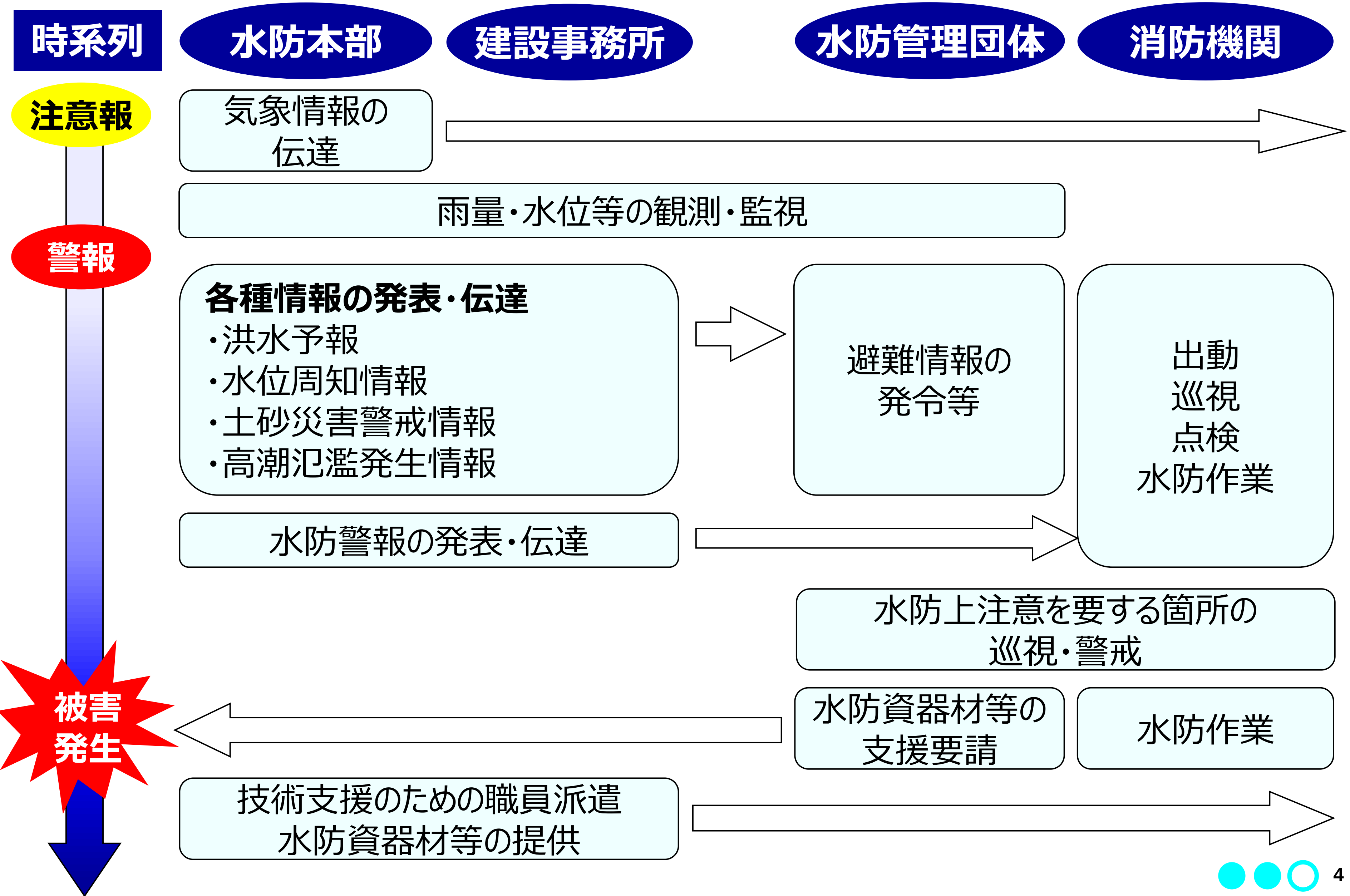

時系列
水防本部
建設事務所
水防管理団体
消防機関
注意報
気象情報の伝達
雨量・水位等の観測・監視
警報
各種情報の発表・伝達
・洪水予報
・水位周知情報
・土砂災害警戒情報
・高潮氾濫発生情報
避難情報の発令等
出動
巡視
点検
水防作業
水防警報の発表・伝達
水防上注意を要する箇所の巡視・警戒
被害発生
水防資器材等の支援要請
水防作業
技術支援のための職員派遣
水防資器材等の提供

1. 令和６年度 水防上注意を要する箇所の更新

2. 水位周知河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）の新規指定及び運用

3. 氾濫発生情報の運用開始

4. その他 改定点

１．令和６年度 水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所

●洪水時により危険性が高いと想定される箇所で、優先的に巡視点検し、水防活動の準備等を行う箇所

種　別	基　準
洪　水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
高　潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
陸閘（りっこう）	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所

1．令和6年度　水防上注意を要する箇所の更新

種　別	R5箇所数（総延長）	**R6箇所数（総延長）**	増減（R6−R5）
洪　水	83箇所（27,380m）	**82箇所（27,210m）**	△1箇所（△170m）
高　潮	6箇所（1,640m）	**6箇所（1,640m）**	0箇所（0m）
堤防・護岸の強さ	11箇所（2,500m）	**9箇所（2,270m）**	△2箇所（△230m）
陸　閘	23箇所（497m）	**23箇所（497m）**	0箇所（0m）
工事施工	107箇所（12,570m）	**107箇所（13,265m）**	0箇所（695m）
計	230箇所（44,587m）	**227箇所（44,882m）**	△3箇所（295m）

水防上注意を要する箇所（洪水）

●大雨時に洪水による溢水に対して
注意を要する箇所（23河川82箇所）

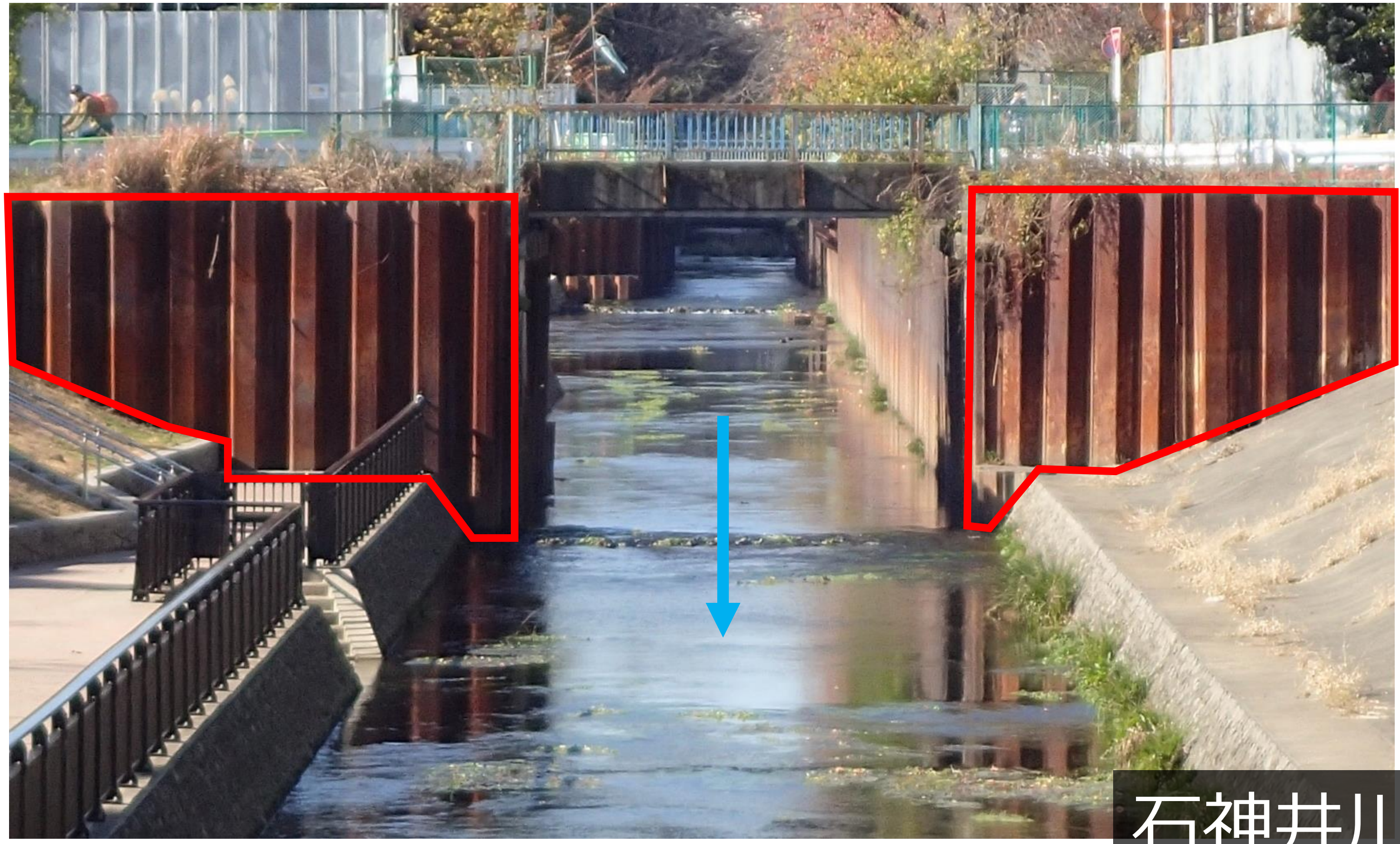

石神井川

水防上注意を要する箇所（高潮）

- 台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所（3河川6箇所）

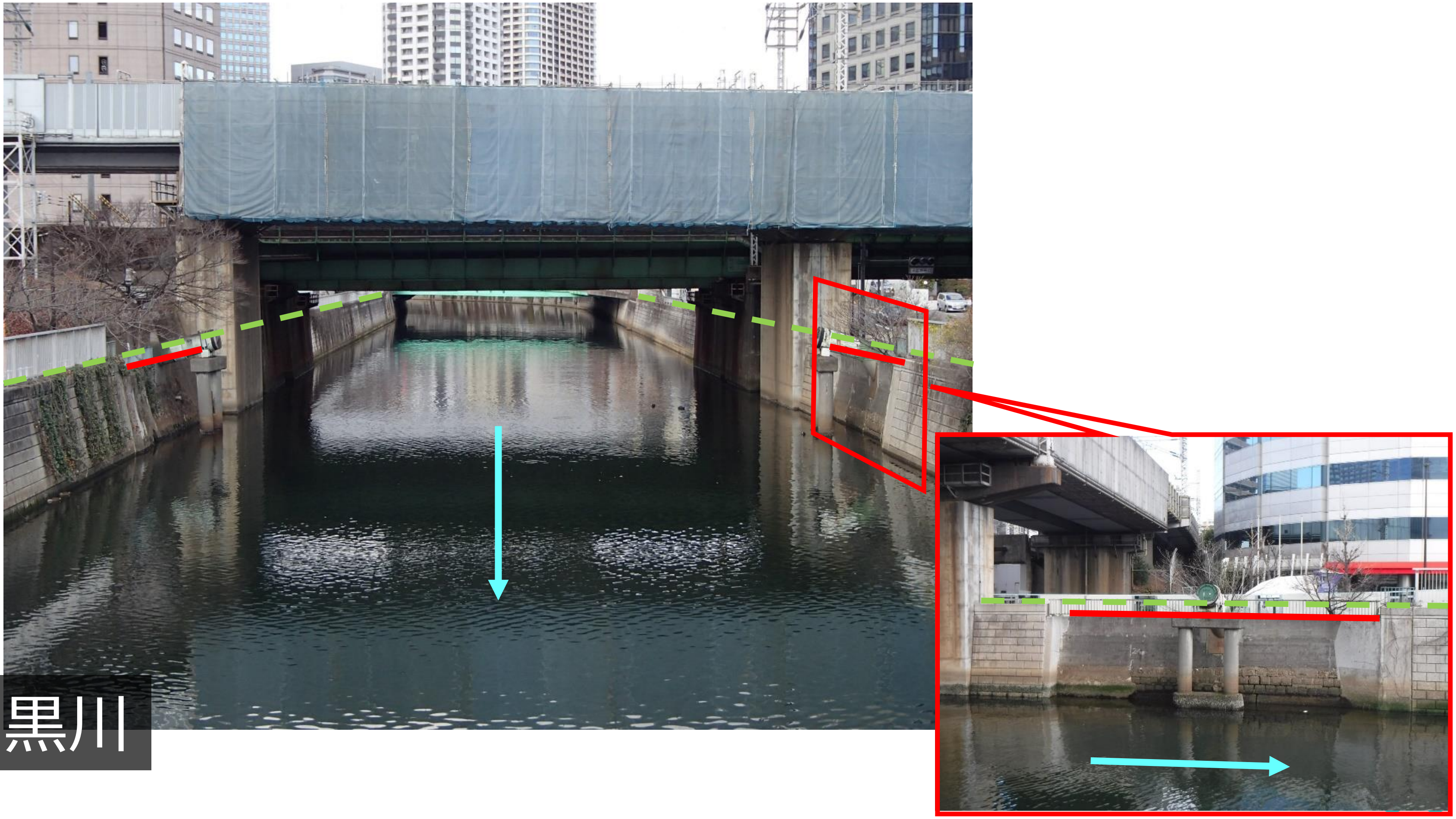

目黒川

水防上注意を要する箇所（堤防・護岸の強さ）

- 堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所（4河川9箇所）

奈良橋川

水防上注意を要する箇所（陸閘（りっこう））

- 陸閘が設置されている箇所（6河川23箇所）

綾瀬新橋陸閘

水防上注意を要する箇所（工事施工）

- 河川工事等の施工によって注意を要する箇所

（32河川107箇所）

神田川

２．水位周知河川
（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）
の新規指定・運用

2．水位周知河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）の新規指定・運用

- 東京都管理の**水位周知河川**（全９河川）
  善福寺川、谷沢川、丸子川、呑川、白子川、
  鶴見川、恩田川、真光寺川、境川

↓

- 東京都管理の**水位周知河川**（全**12**河川）
  善福寺川、谷沢川、丸子川、呑川、白子川、
  鶴見川、恩田川、真光寺川、境川
  柳瀬川、空堀川、奈良橋川

2．水位周知河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）の新規指定・運用

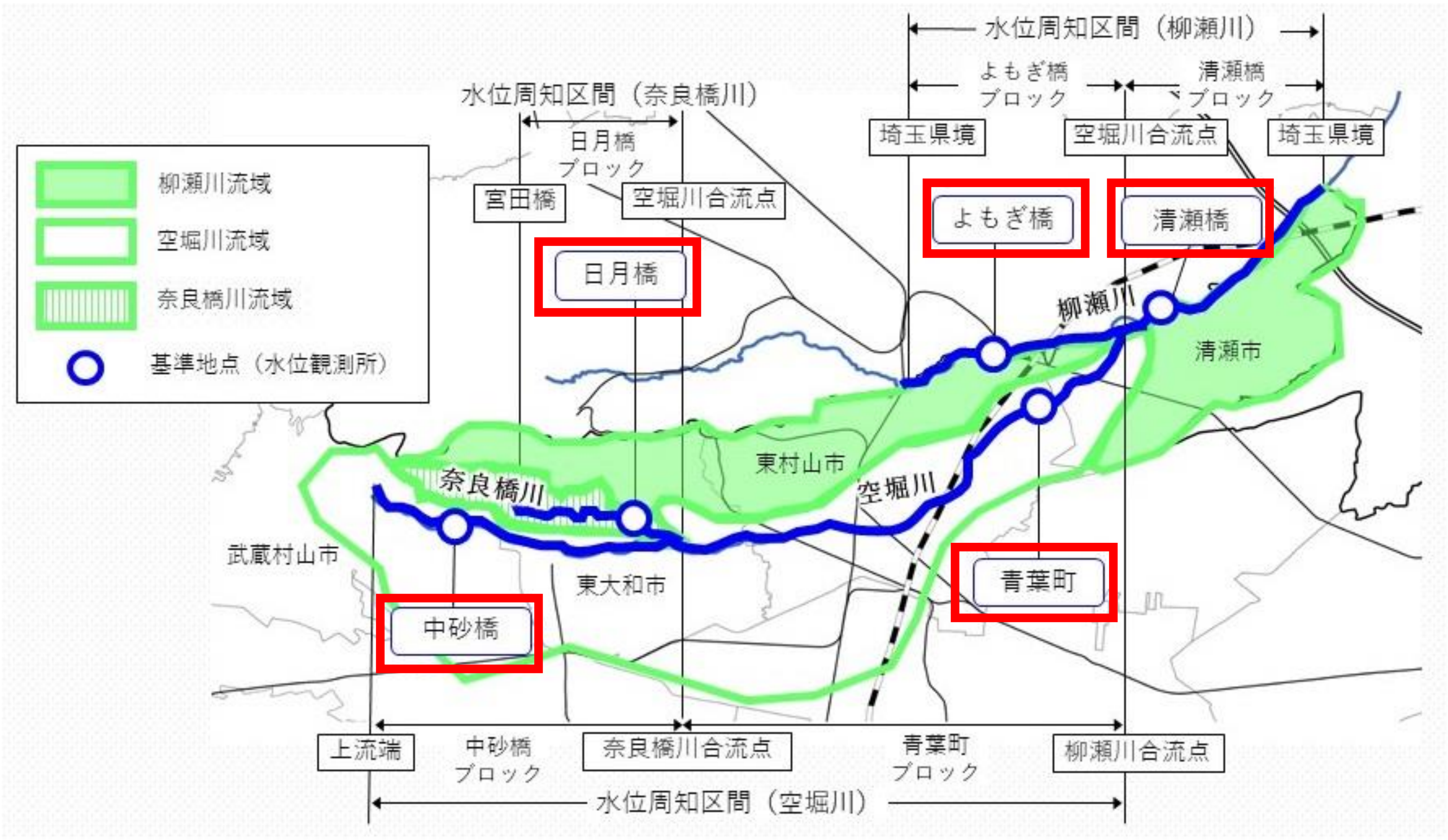

2．水位周知河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）の新規指定・運用

（基準：A.P.）

河川名（発表単位）	基準地点	所在地	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位
柳瀬川	よもぎ橋	東村山市秋津町	50.97 m	51.21 m
	清瀬橋	清瀬市中里	37.23 m	37.87 m
空堀川	中砂橋	武蔵村山市中央	110.08 m	110.41 m
	青葉町	東村山市青葉町	56.45 m	57.09 m
奈良橋川	日月橋	東大和市奈良橋	93.67 m	94.71 m

河川名	基準地点	担当事務所	対象区市町村
柳瀬川	よもぎ橋※	北多摩北部建設事務所	東村山市、清瀬市
	清瀬橋※	北多摩北部建設事務所	清瀬市
空堀川	中砂橋	北多摩北部建設事務所	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市
	青葉町	北多摩北部建設事務所	東村山市、東大和市、清瀬市
奈良橋川	日月橋	北多摩北部建設事務所	東大和市

※白子川及び柳瀬川の浸水域は埼玉県に及ぶため、建設局河川部から埼玉県県土整備部河川砂防課へも情報伝達する。

３．氾濫発生情報の運用開始

3．氾濫発生情報の運用開始

3．氾濫発生情報の運用開始

洪水予報河川 発表基準

種　　類	発　　表　　基　　準
(○○川) 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
(○○川) 氾濫危険情報	基準地点のいずれか１地点の水位が、概ね１時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(○○川) 氾濫 注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

カメラ映像

水位周知河川 発表基準

種　　類	発 表 基 準
(○○川) 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき
(○○川) 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(○○川) 情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

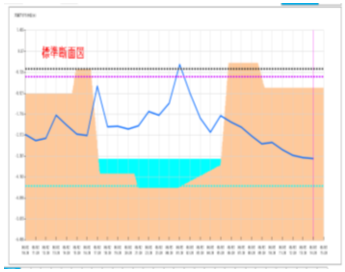
水位計データ

※ 指定河川の対象外の河川の氾濫の発生を確認したときも、氾濫発生情報を発表する。

３．氾濫発生情報の運用開始

- 氾濫を確認後は、関係機関が連携して、伝達フローに従い、速やかに情報を伝達する。

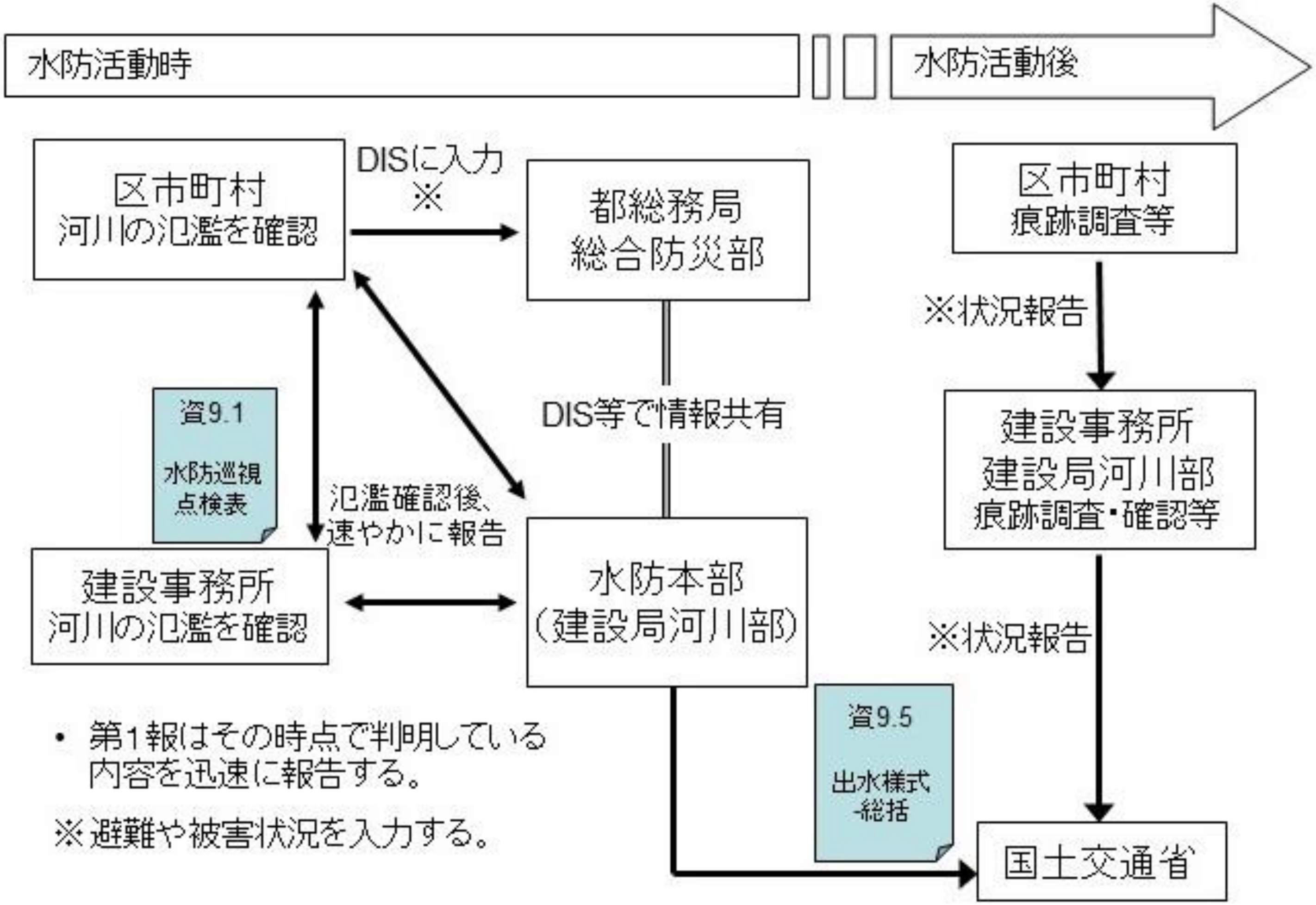

- 第１報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

※避難や被害状況を入力する。

3．氾濫発生情報の運用開始

○○川氾濫発生情報

○○川洪水予報第２号
洪水警報（発表）
令和○年○月○日○時○分
東京都気象庁共同発表

（見出し）

【警戒レベル５相当情報［洪水］】○○川　氾濫が発生又は切迫

（主　文）

【警戒レベル５相当】○○川では○○付近において、すでに氾濫が発生又は切迫しています。直ちに、区市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（水位）

○○川の基準点（水位観測所）の実況水位（○日○時○分）と予測水位（○日○時○分までの最大値）は次のとおりです。

○○水位観測所（○○区）	実況	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位超過
	予測	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位超過
○○水位観測所（○○区）	実況	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位まで　あと○センチ
	予測	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位超過
○○水位観測所（○○区）	実況	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位まで　あと○センチ
	予測	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位まで　あと○センチ
○○水位観測所（○○区）	実況	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位まで　あと○センチ
	予測	A.P.○○.○○m	氾濫発生水位まで　あと○センチ

（注意事項）

（参考資料）

（単位・基準：A.P.水位(m)）

観測所名	○○橋 水位観測所	○○橋 水位観測所	○○橋 水位観測所	○○橋 水位観測所
	○○区	○○区	○○区	○○区
レベル５水位 氾濫発生水位	○.○	○.○	○.○	○.○
レベル４水位 氾濫危険水位※	○.○	○.○	○.○	○.○
受け持ち区間	左岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○) 右岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○)	左岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○) 右岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○)	左岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○) 右岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○)	左岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○) 右岸：○○丁目(○○) ～○○丁目(○○)
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	○○区、○○区、○○区、○○市	○○区、○○区、○○区	○○区、○○区	○○区、○○区

※水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫の発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の準備等の氾濫の発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコン・携帯電話から
東京都ホームページ 気象庁ホームページ	https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html （東京都 水防災総合情報システム） https://www.youtube.com/@TokyoSuibou　（東京都水防チャンネル） https://twitter.com/tokyo_bousai　（東京都 防災Ｘ） https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：東京都 建設局 河川部 防災課　電話：03-5320-5435（都庁内線60-623）
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課　電話：03-6758-3900

（例）洪水予報河川の場合

3．氾濫発生情報の運用開始

●氾濫危険情報(水位周知河川)の様式変更

水防関係速報 伝達記録用紙

情報番号	情報連絡班長	情報連絡係長	発信者

水位周知河川情報	
種　　別	氾濫危険
発　表　河　川	○○川
基準水位観測所	△△△橋
日　時	令和　年　月　日　時　分　東京都建設局 発表

主　　文

【警戒レベル４相当情報［洪水］】
○時○分に○○川の△△水位観測所で、避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位　A.P.　○○．○○　mとなりました。

堤防の上端まであと○．○mとなっており、今後も水位の上昇が見込まれます。

流域の住民は浸水に警戒し、建物の二階などに避難してください。

特に、地下施設は水が流れ込む恐れがありますので、十分警戒してください。

参　　考

○○川　△△△橋水位観測所 ／ A市B町

堤防の上端　　A.P.　○○．○○　m
氾濫危険水位　A.P.　○○．○○　m

参考には観測所の基準水位が記載される

問い合わせ先		
東京都水防本部（建設局河川部）	TEL	03-5320-5435
東京都○○建設事務所	TEL	○○－××××

水防関係速報 伝達記録様式

情報番号	班　長	掛　長	発信者

○○川（○○橋）氾濫危険情報

○○川（○○橋）水位周知第１号
令和○年○○月○○日○○時○○分
東京都建設局　発表

（見出し）

【警戒レベル４相当情報［洪水］】
○○川（○○橋）　今後氾濫するおそれ

（主　文）
【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令の目安です。流域の住民は、建物の二階に避難するなど、浸水に警戒してください。特に、地下施設は水が流れ込むおそれがありますので、十分警戒してください。

（水位）
○○川の基準点（水位観測所）の実況水位（○日○時○分）は次のとおりです。

○○橋水位観測所（○○区）　　実況 A.P.○○.○○m　　氾濫発生水位まで あと○センチ

（参考資料）

（単位・基準:A.P. 水位(m)）

観測所名	○○端橋 水位観測所 ○○区		
レベル５水位 氾濫発生水位	○○.○○		
レベル４水位 氾濫危険水位※	○○.○○		
受け持ち区間	左岸：○○区○○丁目（○○）から○○区○○丁目（○○）まで 右岸：○○区○○丁目（○○）から○○区○○丁目（○○）まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	東京都○○区、○○区		

※水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

ご清聴ありがとうございました。